

モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務 委託業者選定に係る審査基準

1 基本的な考え方

受託候補者の決定にあたっては、京都市教育委員会にとって最適な事業者を選定するため、委託費用（上限額）の範囲内で見積額を提示した者（以下「受託希望者」という。）のうち、業務提案内容の評価である「技術点」に、見積額の評価である「価格点」を加算した「総合評価点」が最も高いプロポーザル参加者を受託候補者とする（総合評価方式）。

ただし、受託希望者が1者の場合、技術点の採点結果が一定点数（350点）以上を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、当該提案者を受託候補者とする。

(1) 技術点

業務提案書の記載項目を評価し、「技術点」を与える。技術点の満点は、700点（140点/人×選定委員5人）とする。

(2) 価格点

見積額については、「3 価格点」に示す計算式に基づき計算し、「価格点」を与える。価格点の満点は、300点とする。

(3) 総合評価点

(1)及び(2) で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数を「総合評価点」とする（満点1,000点）。

(4) 総合評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

- ア プロポーザル参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合
「技術点」が高い者を受託候補者とする。
- イ プロポーザル参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合
当該者それぞれにくじを引かせ、受託候補者を決定する。

2 技術点

(1) 技術点の配点

業務提案書の記載項目について、次のとおり評価点を与える。

記載項目	点数
① 基本事項	16
② データ通信回線サービス（提案内容、回線品質、提案プラン、運用）	88
③ Jamf Pro の設定(実績、作業内容、運用引継)	16
④ モバイル Wi-Fi 端末の設定（実績、作業内容）	16
⑤ その他	4
合計	140

(2) 記載項目の評価基準（評価項目）

業務提案書の記載項目について、「別紙3 提案書項目及び配点一覧 LTE 対応端末設定及びデータ通信回線サービス提供業務委託提案書作成要領」に基づき評価する。

3 価格点

見積価格については、以下の計算式に基づき、「価格点」を算出する。

※ 有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位を四捨五入する。

価格点 = 300点 × (1 - (受託希望者の見積価格 / 上限価格))